

新型コロナウイルスの影響等により**徴収猶予の特例を受けられた方へ**
猶予の期限にご注意ください

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなきようお願ひいたします。
- 猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがあります、現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。
- 納付が困難な方は、担当課までお早めにご相談ください。

以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

(資料のご提出等にあたっては担当課にお問い合わせください。)

※ eLTAX からも徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。

【問い合わせ】

税務町民課

税務班（81-1113）：町県民税、固定資産税、軽自動車税、法人町民税

窓口保険班（81-1114）：国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

健康課

高齢介護班（81-5546）：介護保険料